

納入証明を申請される皆さまへ

納入証明は、**佐賀労働局総務部労働保険徴収室**で郵送または来室により受付しております。

申請する際に必要なもの

- ① 納入証明書(証明願)・・・必要枚数分(例:1枚必要であれば1枚)
 - ② **返信用封筒(郵送の場合には切手貼り付けの上、必ず同封)**
- ※ 当該事業場以外(社会保険労務士等)の方が申請される場合は、事業主からの委任状が必要です。
- ※ 保険料納付後およそ2週間以内での証明依頼となる場合は、領収証書の写しを添付してください。

留意事項

- * 納入証明は、労働保険料等**(証明日時時点で、納期限後のもの)**に未納がないことの証明になります。
- * 保険料及び一般拠出金以外に追徴金、延滞金の未納がある場合については証明できない為、ご注意ください。
- * 従来は「**納付済額証明**」も交付しておりましたが、その内容については、労働保険概算・増加概算保険料申告書(事業主控)及び労働保険料納入証明書(未納がないことの証明)によって証明できるものであることから、**取り扱いを廃止**します。
- * 本証明書は、労働基準監督署及び公共職業安定所では交付できません。

納入証明についての送付先(窓口受付場所)・問合せ先

〒840-0801
佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階
佐賀労働局総務部労働保険徴収室
TEL 0952-32-7168